

議案第48号

飯能市水道事業給水条例等の一部を改正する条例（案）

（飯能市水道事業給水条例の一部改正）

第1条 飯能市水道事業給水条例（平成7年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項の表中

13ミリメートル	600円	10立方メートルまでの分	50円
20ミリメートル	1,000円		
25ミリメートル	1,800円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	95円
30ミリメートル	2,500円	20立方メートルを超え30立方メートルまで	160円
40ミリメートル	5,200円		
50ミリメートル	8,300円	30立方メートルを超え50立方メートルまで	210円
75ミリメートル	19,200円	50立方メートルを超え100立方メートルまで	230円
100ミリメートル	31,700円		
150ミリメートル以上	69,000円	100立方メートルを超える分	260円
一般用に同じ		1立方メートルにつき	260円
私設消火栓の使用料は、1栓放水時間10分間につき1,200円（当該放水時間が10分に満たないときは、10分とする。）			

を

13ミリメートル	790円	10立方メートルまでの分	69円
20ミリメートル	1,320円		
25ミリメートル	2,370円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	130円
30ミリメートル	3,290円	20立方メートルを超え30立方	219円

トル		メートルまで	
40ミリメートル	6,840円		
50ミリメートル	10,910円	30立方メートルを超え50立方メートルまで	288円
75ミリメートル	25,250円	50立方メートルを超え100立方メートルまで	315円
100ミリメートル	41,690円		
150ミリメートル以上	90,740円	100立方メートルを超える分	356円
一般用に同じ		1立方メートルにつき	356円
私設消火栓の使用料は、1栓放水時間10分間につき1,645円（当該放水時間が10分に満たないときは、10分とする。）			

に改める。

（飯能市名栗簡易水道事業給水条例の一部改正）

第2条 飯能市名栗簡易水道事業給水条例（平成16年条例第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

13ミリメートル	600円	10立方メートルまでの分	50円
20ミリメートル	1,000円		
25ミリメートル	1,800円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	95円
30ミリメートル	2,500円	20立方メートルを超え30立方メートルまで	160円
40ミリメートル	5,200円		
50ミリメートル	8,300円	30立方メートルを超え50立方メートルまで	210円
75ミリメートル	19,200円	50立方メートルを超え100立方メートルまで	230円
100ミリメートル	31,700円		
150ミリメートル以上	69,000円	100立方メートルを超える分	260円
一般用に同じ		1立方メートルにつき	260円

私設消火栓の使用料は、1栓放水時間10分間につき1,200円（当該放水時間が10分に満たないときは、10分とする。）

を

13ミリメートル	790円	10立方メートルまでの分	69円
20ミリメートル	1,320円		
25ミリメートル	2,370円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	130円
30ミリメートル	3,290円	20立方メートルを超え30立方メートルまで	219円
40ミリメートル	6,840円		
50ミリメートル	10,910円	30立方メートルを超え50立方メートルまで	288円
75ミリメートル	25,250円	50立方メートルを超え100立方メートルまで	315円
100ミリメートル	41,690円		
150ミリメートル以上	90,740円	100立方メートルを超える分	356円
一般用と同じ		1立方メートルにつき	356円
私設消火栓の使用料は、1栓放水時間10分間につき1,645円（当該放水時間が10分に満たないときは、10分とする。）			

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している飯能市上水道事業及び飯能市名栗簡易水道事業の水道の使用で、施行日以後の最初の水道メーターの検針が令和9年5月31日までに行われるものに係る水道料金は、なお従前の例による。

令和8年6月5日提出

飯能市長 新井重治

飯能市水道事業給水条例新旧対照表（第1条関係）

改正後					改正前				
(料金)					(料金)				
第24条 料金は、メーターの口径に応じ、次の表に定める基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。					第24条 料金は、メーターの口径に応じ、次の表に定める基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。				
用途区分	基本料金 (1箇月につき)		従量料金		用途区分	基本料金 (1箇月につき)		従量料金	
	メーター口径	料金	使用水量	料金 (1立方メートルにつき)		メーター口径	料金	使用水量	料金 (1立方メートルにつき)
一般用	13 ミリ メー トル	790円	10立方 メートル までの分	69円	13 ミリ メー トル	600円	10立方 メートル までの分	50円	
	20 ミリ メー トル	1,320円	10立方 メートル を超え 20立方 メートル まで	130円	20 ミリ メー トル	1,000円	10立方 メートル を超え 20立方 メートル まで	95円	
	25 ミリ メー トル	2,370円	20立方 メートル を超え 30立方 メートル まで	219円	25 ミリ メー トル	1,800円	20立方 メートル を超え 30立方 メートル まで	160円	
	30 ミリ メー トル	3,290円	30立方 メートル を超え 50立方 メートル まで	288円	30 ミリ メー トル	2,500円	30立方 メートル を超え 50立方 メートル まで	210円	
	40 ミリ メー トル	6,840円	50立方 メートル を超え 75立方 メートル まで	315円	40 ミリ メー トル	5,200円	30立方 メートル を超え 50立方 メートル まで	230円	
	50 ミリ メー トル	10,910円	75立方 メートル を超え		50 ミリ メー トル	8,300円	50立方 メートル を超え		
	75 ミリ メー	23,250円	75立方 メートル を超え		75 ミリ メー	19,200円	75立方 メートル を超え		

	トル		100立方メートルまで	
	100ミリメートル	41,690円		
	150ミリメートル以上	90,740円	100立方メートルを超える分	356円
臨時用	一般用に同じ		1立方メートルにつき	356円
私設消火栓用	私設消火栓の使用料は、1栓放水時間10分間につき1,645円（当該放水時間が10分に満たないときは、10分とする。）			

備考 省略

2 省略

	トル		100立方メートルまで	
	100ミリメートル	31,700円		
	150ミリメートル以上	69,000円	100立方メートルを超える分	260円
臨時用	一般用に同じ		1立方メートルにつき	260円
私設消火栓用	私設消火栓の使用料は、1栓放水時間10分間につき1,200円（当該放水時間が10分に満たないときは、10分とする。）			

備考 省略

2 省略

飯能市名栗簡易水道事業給水条例新旧対照表（第2条関係）

改正後					改正前				
(料金)					(料金)				
第2条 水道料金（以下「料金」という。）					第2条 水道料金（以下「料金」という。）				
は、メーターの口径に応じ、次の表に定める基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。					は、メーターの口径に応じ、次の表に定める基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。				
用途区分	基本料金 (1箇月につき)		従量料金		用途区分	基本料金 (1箇月につき)		従量料金	
一般用	メーター口径	料金	使用水量	料金 (1立方メートルにつき)	一般用	メーター口径	料金	使用水量	料金 (1立方メートルにつき)
	13ミリメートル	790円	10立方メートルまでの分	69円		13ミリメートル	600円	10立方メートルまでの分	50円
	20ミリメートル	1,320円	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	130円		20ミリメートル	1,000円	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	95円
	25ミリメートル	2,370円	20立方メートルを超え 30立方メートルまで	219円		25ミリメートル	1,800円	20立方メートルを超え 30立方メートルまで	160円
	30ミリメートル	3,290円	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	288円		30ミリメートル	2,500円	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	210円
	40ミリメートル	6,840円	50立方メートルを超え 75立方メートルまで	315円		40ミリメートル	5,200円	50立方メートルを超え 75立方メートルまで	230円
	50ミリメートル	10,910円				50ミリメートル	8,300円		
	75	25,250円	50立方	315円		75	19,200円	50立方	230円

	ミリメートル		メートルを超え 100立方メートルまで	
	100ミリメートル	41,690円		
	150ミリメートル以上	90,740円	100立方メートルを超える分	356円
臨時用	一般用に同じ		1立方メートルにつき	356円
私設消火栓用	私設消火栓の使用料は、1栓放水時間10分間につき1,645円（当該放水時間が10分に満たないときは、10分とする。）			

備考 省略

2 省略

	ミリメートル		メートルを超え 100立方メートルまで	
	100ミリメートル	31,700円		
	150ミリメートル以上	69,000円	100立方メートルを超える分	260円
臨時用	一般用に同じ		1立方メートルにつき	260円
私設消火栓用	私設消火栓の使用料は、1栓放水時間10分間につき1,200円（当該放水時間が10分に満たないときは、10分とする。）			

備考 省略

2 省略